

第1次試験については、教養試験、専門試験及び口述試験の合計得点（50.0点満点）により、第2次試験については、論文試験、口述試験の合計得点（50.0点満点）及び適性検査結果により決定します（得点が同点の場合は、第1次試験の結果で判定します。）。

【薬剤師職 獣医師職】

第1次試験については、教養試験、専門試験及び論文試験の合計得点（25.0点満点）により、第2次試験については、第1次試験、口述試験の合計得点（75.0点満点）及び適性検査結果により決定します。

※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は不合格となります。したがって、合計得点及び順位が上位であっても不合格となる場合があります。

5 合格者の発表

区分	時期	方法
第1次試験合格者発表	7月30日（月）午前9時（予定）	奈良県庁及び奈良県奈良総合庁舎（奈良市大森町）
最終合格者発表	8月下旬	に受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

※ 第1次試験合格者及び最終合格者の受験番号は、合格発表後2週間、県人事委員会ホームページ（<http://www.pref.nara.jp/jinji/>）でも確認できます。

6 受験手続

インターネット又は郵送のいずれかの方法で申し込んでください。  
※できるだけインターネットによる申込みを利用してください。経費節減、省力化にもつながります。

- ◎ 申込方法により申込期間が異なりますので、注意してください。
- ◎ 申込みできる試験職種及び試験会場は一つに限りがあります。受付後の変更は認められません。

インターネットによる申込み

1 県人事委員会のホームページ（ <a href="http://www.pref.nara.jp/jinji/">http://www.pref.nara.jp/jinji/</a> ）「職員採用試験情報」の「電子申請」のボックスから電子申請・届出システムに接続してください。	
2 「電子申請入口」をクリックするとログイン画面が開きますので、登録がまだの方は、「利用情報登録」を登録されていない方はこちらからをクリックし、利用者情報登録画面に進み、ID、パスワード等必要事項を登録してください。	
3 登録したID、パスワードによりログインのうえ、受験申込を行うてください。	
4 受験申込後、審査完了メールが送信されます。	
5 審査完了メールに従って、受験票を確認のうえプリントアウトし、写真（最近3か月以内）に撮影した上半身脱帽正面向き5cm、横4cmのもの）を貼付して試験当日に持参してください。	
※審査完了のメールが5月30日（水）までに到着しない場合には、必ず5月31日（木）に奈良県人事委員会事務局まで照会してください。	
※申込受付期間中にサーバーメンテナンス等により停止している場合には、期間内の他の日に変更するか、郵送により申し込み込んでください。	
申込受付期間	5月15日（火）～5月28日（月） ※5月15日（火）は午前9時から、5月28日（月）は午後5時までに到着したものを受け付けます。

郵送による申込み

<p>所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、<u>受験票に写真をはらないで奈良県人事委員会事務局あてに必ず簡易書留又は配達記録で郵送してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>封筒の表に必ず「行政受験」などと受験職種を朱書きし、受験票のほがきに郵便番号、住所、氏名を明記し必ず50円切手をはってください。</li> <li>なお、審査完了後に返送された受験票には、写真（最近3か月以内に撮影した上半身脱帽正面向き5cm、横4cmのもの）を貼付して試験当日に持参してください。</li> </ul>	<p>申込方法</p> <p>5月15日（火）～6月1日（金）（6月1日消印有効）</p> <p>申込受付期間</p> <p>※受付期間前に到着した場合は受けできませんのでご注意ください。 ※6月8日（金）までに受験票が到着しない場合は、奈良県人事委員会事務局まで照会してください。</p>
---	---

7 合格から採用まで

- 人事委員会は、第2次試験合格者を試験職種ごとの採用候補者名簿に成績順に記載し、各任命権者の請求に応じて採用候補者を成績順に提示します。
- 任命権者ではさらに身体検査、面接などを行ひ、採用者を決定します。
- 採用は、原則として平成20年4月1日以降の予定です。ただし、昭和60年4月1日以前に生まれた人で学校既卒者については、平成20年4月1日より前に採用されることもあります。
- 採用候補者名簿は、原則として1年間有効です。

8 日本国籍を有しない人の任用について

「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わることとできない。」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。  
(1) 日本国籍を有しない人は、各任命権者が定める次の職以外の職に任用されます。

<p>7 「公権力の行使」に携わる職（代表例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>許可、認可、免許等処分に関する事務（各種営業許可、開発許可、建築確認等）</li> <li>報告の徴収、検査に関する事務（採肉医検疫関係に関する報告の徴収、各種立入検査等）</li> <li>県税の課税決定、徴収、滞納処分に関する事務</li> <li>補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務</li> <li>不服申立てに対する裁決に関する事務</li> <li>その他、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務</li> </ul> <p>イ 「公の意思の形成への参画」に携わる職</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県行政について企画、立案、決定に参画する職とし、原則として「所属長及び本庁課長級以上の職」などです。</li> <li>日本国籍を有しない人は、採用時に「在留活動に制限のない在留の資格」がない場合には採用されません。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>第1次試験</td> <td>第1次試験の不合格者</td> <td>第1次試験の総合得点 種日別試験 結果及び順位</td> <td>第1次試験 合格発表の 日から1箇 月間</td> <td>奈良県人事委員会事務局</td> </tr> <tr> <td>第2次試験</td> <td>第2次試験受験者</td> <td>第1次試験 及び第2次 試験それぞれ の総合得 点、種日別 試験結果及び 順位</td> <td>第2次試験 合格発表の 日から1箇 月間</td> <td>午前9時から午後5 時まで（土曜日、日 曜日及び祝日は受付 しておりません。）</td> </tr> </table>	第1次試験	第1次試験の不合格者	第1次試験の総合得点 種日別試験 結果及び順位	第1次試験 合格発表の 日から1箇 月間	奈良県人事委員会事務局	第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験 及び第2次 試験それぞれ の総合得 点、種日別 試験結果及び 順位	第2次試験 合格発表の 日から1箇 月間	午前9時から午後5 時まで（土曜日、日 曜日及び祝日は受付 しておりません。）	<p>9 給与</p> <p>現行の初任給月額（行政職の場合）は176,800円で、このほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末・勤続手当などがそれぞれの条件に応じて支給されます。</p> <p>ただし、平成20年3月31日まで、給料の1.5%が減額されます。</p> <p>なお、初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。</p>	<p>11 その他</p> <p>(1) 試験当日は、筆記具、昼食及び奈良会場のみ上置き（スリッパなど）・下置き入れ（ビニール袋など）を必ず持参してください。</p> <p>(2) 県人事委員会ホームページ（<a href="http://www.pref.nara.jp/jinji-c/">http://www.pref.nara.jp/jinji-c/</a>）により受験申込状況等の情報を提供します。</p> <p>(3) 県人事委員会ホームページに教養・専門試験の例題及び論文・集団討論の課題例を掲載します。また、県政情報センター（県庁舎棟1F）において閲覧できます。</p>	<table border="1"> <tr> <td>行政</td> <td>政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、経済事情、経営学、社会政策、国際関係、一般心理学、統計学、社会学概論等</td> </tr> <tr> <td>警察行政</td> <td>政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、経済事情、経営学、社会政策、国際関係、一般心理学、統計学、社会学概論等</td> </tr> <tr> <td>土木</td> <td>数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画、造園一般等</td> </tr> <tr> <td>建築</td> <td>数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測、制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学等</td> </tr> <tr> <td>農学</td> <td>栽培学初論、作物学、園芸学、畜産遺伝学、植物病理学、昆虫害、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、有機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学等</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬理学、衛生化学、生薬学、薬理学等</td> </tr> <tr> <td>獣医師</td> <td>家畜解剖学、家畜生理学、家畜薬理学、家畜内科学、家畜外科学、家畜寄生虫学、家畜微生物学、家畜伝染病学、家畜繁殖学、獣医公衆衛生学、家畜衛生学、畜産一般等</td> </tr> </table>	行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、経済事情、経営学、社会政策、国際関係、一般心理学、統計学、社会学概論等	警察行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、経済事情、経営学、社会政策、国際関係、一般心理学、統計学、社会学概論等	土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画、造園一般等	建築	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等	電気	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測、制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学等	農学	栽培学初論、作物学、園芸学、畜産遺伝学、植物病理学、昆虫害、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等	化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、有機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学等	薬剤師	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬理学、衛生化学、生薬学、薬理学等	獣医師	家畜解剖学、家畜生理学、家畜薬理学、家畜内科学、家畜外科学、家畜寄生虫学、家畜微生物学、家畜伝染病学、家畜繁殖学、獣医公衆衛生学、家畜衛生学、畜産一般等
第1次試験	第1次試験の不合格者	第1次試験の総合得点 種日別試験 結果及び順位	第1次試験 合格発表の 日から1箇 月間	奈良県人事委員会事務局																												
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験 及び第2次 試験それぞれ の総合得 点、種日別 試験結果及び 順位	第2次試験 合格発表の 日から1箇 月間	午前9時から午後5 時まで（土曜日、日 曜日及び祝日は受付 しておりません。）																												
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、経済事情、経営学、社会政策、国際関係、一般心理学、統計学、社会学概論等																															
警察行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、経済事情、経営学、社会政策、国際関係、一般心理学、統計学、社会学概論等																															
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画、造園一般等																															
建築	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等																															
電気	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測、制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学等																															
農学	栽培学初論、作物学、園芸学、畜産遺伝学、植物病理学、昆虫害、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等																															
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、有機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学等																															
薬剤師	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬理学、衛生化学、生薬学、薬理学等																															
獣医師	家畜解剖学、家畜生理学、家畜薬理学、家畜内科学、家畜外科学、家畜寄生虫学、家畜微生物学、家畜伝染病学、家畜繁殖学、獣医公衆衛生学、家畜衛生学、畜産一般等																															
<p>10 試験結果の開示</p> <p>この試験の受験者は、下記のとおり奈良県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。</p> <p>なお、電話等による請求では開示できませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、直接、奈良県人事委員会事務局までお越しください。</p>	<p>試験結果の開示</p> <table border="1"> <tr> <th>試験</th> <th>開示請求できる人</th> <th>開示内容</th> <th>開示の期間</th> <th>開示の場所及び時間</th> </tr> <tr> <td>試験</td> <td>開示請求できる人</td> <td>開示内容</td> <td>開示の期間</td> <td>開示の場所及び時間</td> </tr> </table>	試験	開示請求できる人	開示内容	開示の期間	開示の場所及び時間	試験	開示請求できる人	開示内容	開示の期間	開示の場所及び時間	<table border="1"> <tr> <th>種目</th> <th>試験職種</th> <th>出題分野</th> </tr> <tr> <td>教養</td> <td>全職種</td> <td>文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈、人権関連、社会科学</td> </tr> <tr> <td>試験</td> <td></td> <td>人文科学、自然科学等</td> </tr> </table>	種目	試験職種	出題分野	教養	全職種	文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈、人権関連、社会科学	試験		人文科学、自然科学等											
試験	開示請求できる人	開示内容	開示の期間	開示の場所及び時間																												
試験	開示請求できる人	開示内容	開示の期間	開示の場所及び時間																												
種目	試験職種	出題分野																														
教養	全職種	文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈、人権関連、社会科学																														
試験		人文科学、自然科学等																														



県庁見張番	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
公務員の犯罪を摘発する会	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
公務員の不正・汚職を追放する会	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
公務員見張番	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
光明党	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
広陵町行政監視委員会	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
広陵町選挙監視委員会	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
国民党	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
小島ひろし後援会	鳥井義和	奈良市奈良阪町一二三七一 六
五條市選挙監視委員会	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
小原昇後援会	巽嘉治	北葛城郡広陵町安部六九九 一
桜井市選挙監視委員会	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
桜井市を愛する市民の会	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
早苗を愛する会	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
三郷町選挙監視委員会	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
市政110番	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
市政見張番	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
市長を追放する会(略称・市長)	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
死のう団	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
市民党	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
自眠党	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
下中あきひろ後援会	下中常子	橿原市白樺町三一二一五
市役所見張番	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
消費税に反対する会	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
消費税反対党	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
庶民の声	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
庶民の声(無党派)	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
新自由クラブ奈良県本部	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
新政党	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
正義の声	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
税金、福祉、物価党	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
選挙110番	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
選挙見張番	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
選挙管理委員会を育てる会	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
村政110番	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
村政見張番	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
大日本菊水会奈良県本部	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
辰巳宗弘を励ます会	内野太恵	高市郡高取町車本三三九
田野瀬良太郎議員の政治姿勢を問う県民の会	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
田原清孝後援会	大橋一文	五條市二見一一一四
町政110番	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
町政見張番	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六



大和郡山市行政監視委員 会	辻山清	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
大和郡山市選挙監視委員 会	辻山清	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
大和高田市選挙監視委員 会	辻山清	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六
山本久和後援会	中川 喬	中谷清美	五條市下之町六五
吉本文孝を育てる会	吉本正子	吉本正子	奈良市荻町四五六
ロマンと庶民の橿原市政 をいへる会	辻山清	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三一九一六

### 監査委員公告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により執行した監査（行政監査：テーマ「公益法人の指導監督事務について」）について、同条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成19年5月11日

奈良県監査委員 谷川 正嗣  
奈良県監査委員 南田 昭典  
奈良県監査委員 井岡 正徳  
奈良県監査委員 山本 保幸

<p>知事部局 監査の結果</p> <p>(1) 指導監督基準への対応について 指導監督基準に適合していないものが見受けられた。それぞれの法人の実態を十分に把握した上で、適切な指導をされた。</p> <p>(2) 立入検査について 検査規準等に基づき立入検査を実施していないものが見受けられた。計画的に立入検査を実施し、公益法人に対する指導監督を徹底された。</p> <p>(3) 定期報告書の提出について 定期報告書が期限後に提出されたものや提出されていなかったものが見受けられた。今後は、期限内に提出されるよう指導を徹底するとともに、その内容についても審査のうえ、指導に当たられた。</p> <p>措置の内容 総務部</p> <p>(1) 指導監督基準に適合していない法人については、立入検査、届出、報告等の機会に、随時指導を行うこととした。</p> <p>(2) 公益法人に対する指導監督を徹底するため、順次、立入検査を実施しているが、立入検査を実施していない法人については、立入検査の実施計画を策定し、又は定期的な検査の実施に向け積極的な検討を行っている。</p> <p>(3) 期限内に提出がなされるよう指導を行った。また、提出された報告等については、内容の審査、確認等を行い、必要に応じて、法人に対する指導を行うこととした。</p> <p>企画部</p> <p>(1) 指導監督基準に適合していない法人については、各法人の実態や状況に応じて指導監督基準に適合するよう、順次、指導を行っている。</p> <p>今後とも、立入検査や届出、報告等の機会を捉えて、随時指導を行っている。</p> <p>(2) 各法人の実態・状況に応じ、順次、立入検査を行っているが、今後、各団体に對する指導監督を徹底するため、立入検査の計画を策定し、実施に向けて積極的に検討していく。</p> <p>(3) 期限内に報告書の提出がなされるよう指導を行った。</p>	<p>また、提出された報告等については、十分、内容の確認等を行い、必要に応じて法人に対する指導を行うこととした。</p> <p>福祉部</p> <p>(1) 指導監督基準に適合していない法人については、各法人の実態や状況に応じて指導監督基準に適合するよう指導を行っている。</p> <p>今後とも、立入検査や届出、報告等の機会を捉えて、随時指導を行っている。</p> <p>(2) 平成17年度より、順次立入検査を実施している。</p> <p>今後、法人の実態や状況に応じて、各年度の検査対象法人、実施期等を定め、定期的に立入検査を実施し、指導することとした。</p> <p>(3) 期限内に提出がなされるよう指導を行った。</p> <p>また、提出された報告等については、内容の審査、確認等を行い、必要に応じて法人に対する指導を行うこととした。</p> <p>健康安全局</p> <p>(1) 各公益法人に対し、指導監督基準に沿うよう指導した。</p> <p>今後、立入検査時など適宜、適正な公益法人の運営指導を行っている。</p> <p>(2) 過年度に未実施であった公益法人に対しては、実施時期を定め立入検査を行っている。今後、計画的に立入検査を行い、各公益法人に対しての指導監督を行っている。</p> <p>(3) 期限内に報告書が未提出であった公益法人に対しては、期限内に提出するよう指導を行った。今後についても、提出された報告書を点検し必要に応じて適宜指導を行っている。</p> <p>生活環境部</p> <p>(1) 指導監督基準に適合していない法人については、各法人の実態や状況に応じて指導監督基準に適合するよう指導を行った。</p> <p>今後とも、立入検査や届出、報告等の機会を捉えて、随時指導を行っている。</p> <p>(2) 各年度の検査対象法人、実施時期等を定め、定期的に立入検査を実施し、指導を行うこととした。</p> <p>(3) 期限内に提出がなされるよう指導を行った。</p> <p>また、提出された報告等については、内容の審査、確認等を行い、必要に応じて、法人に対する指導を行うこととした。</p>
--	--

<p>商工労働部</p> <p>(1) 指導監督基準に適合していない法人については、各法人の実態や状況に応じて指導監督基準に適合するよう指導を行った。</p> <p>今後とも、立入検査や提出、報告等の機会を捉えて、随時指導を行っていく。</p> <p>(2) 実施時期等を定め、立入検査を実施し、指導に努めていく。</p> <p>(3) 期限内に提出がなされるよう指導を行った。</p> <p>また、提出された報告等については、内容の審査、確認等を行い、必要に応じて、法人に対する指導を行うこととした。</p> <p>農林部</p> <p>(1) 指導監督基準に適合していない法人については、各法人の実態や状況に応じて指導監督基準に適合するよう指導を行っている。</p> <p>今後とも、立入検査や提出、報告等の機会を捉えて、随時指導を行っていく。</p> <p>(2) 各年度の検査対象法人、実施時期等を定め、定期的に立入検査を実施し、指導を行うこととした。</p> <p>(3) 期限内に提出するよう指導するとともに、提出書類の内容を審査した上で、必要に応じて指導を行った。</p> <p>土木部</p> <p>(1) 指導監督基準に適合していない法人については、各法人の実態や状況に応じて指導監督基準に適合するよう指導を行った。</p> <p>今後とも、立入検査や提出、報告等の機会を捉えて、随時指導を行っていく。</p> <p>(2) 各年度の検査対象法人、実施時期等を定め、定期的に立入検査を実施し、指導を行うこととした。</p> <p>(3) 期限内に提出がなされるよう指導を行った。</p> <p>また、提出された報告等については、内容の審査、確認等を行い、必要に応じて、法人に対する指導を行うこととした。</p> <p>警察本部</p> <p>監査の結果</p> <p>(1) 指導監督基準への対応について</p> <p>指導監督基準に適合していないものが見受けられた。それぞれの法人の実態を十分に把握した上で、適切な指導をされたい。</p>	<p>(2) 定期報告書の提出について</p> <p>定期報告書の期限後に提出されたものが見受けられた。今後は、期限内に提出されるよう指導を徹底するとともに、その内容についても審査のうえ、指導に当たられたい。</p> <p>措置の内容</p> <p>(1) 適合していない事項については、所管課が法人を訪問し、各法人の実態や状況に応じて指導監督基準に適合するよう改善を指導した。</p> <p>指導監督基準への適合については、今後も、各法人への立入検査等の機会をとらえ、継続指導を行っていくものとする。</p> <p>(2) 所管課が法人を訪問し、期限内の提出について指導したところ、平成17年度の定期報告書によっては期限内に提出された。</p> <p>なお、提出された報告書によっては、内容について審査等を行い、必要に応じて指導を行っている。</p> <p>教育委員会</p> <p>監査の結果</p> <p>(1) 指導監督基準への対応について</p> <p>指導監督基準に適合していないものが見受けられた。それぞれの法人の実態を十分に把握した上で、適切な指導をされたい。</p> <p>(2) 立入検査について</p> <p>検査規程等に基づき立入検査を実施していないものが見受けられた。計画的に立入検査を実施し、公益法人に対する指導監督を徹底されたい。</p> <p>(3) 定期報告書の提出について</p> <p>定期報告書の期限後に提出されたものや提出がなされていなかったものが見受けられた。今後は、期限内に提出されるよう指導を徹底するとともに、その内容についても審査のうえ、指導に当たられたい。</p> <p>措置の内容</p> <p>(1) 公益法人の指導監督基準に適合していない法人については、随時適切な指導を行った。特に、平成17年度及び平成18年度に立入検査を実施した法人については、早急に指導監督基準に適合するよう指導を行った。さらに今後も、平成19年度の検査の際に引き続き指導を行っていく。</p>	<p>(2) 所管する全ての公益法人に対する立入検査を3か月かけて計画的に実施しており、平成17年度では、知事部局との共管法人を含め28法人に対して、また平成18年度では、13法人に対して立入検査を実施し、適切な指導監督を行った。</p> <p>(3) 期限内に報告のなかった法人については、期限内に報告するよう指導を徹底するとともに、事業及び公開関係等の提出書類の内容を審査した上で、必要に応じて指導を行った。</p> <p>監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。</p> <p>平成19年5月11日</p> <p>奈良県監査委員 谷川 正嗣 奈良県監査委員 南田 昭典 奈良県監査委員 井岡 正徳 奈良県監査委員 山本 保幸</p> <p>奈良土木事務所</p> <p>監査の結果</p> <p>(1) 道路占用料の測定について</p> <p>(注意事項)</p> <p>道路の継続占用に係る占用料の一部について、測定時期の遅延及び測定日の遅れが認められた。</p> <p>今後は、奈良県道路路占用料に関する条例に基づき年度当初に測定を行うべきである。</p> <p>(2) 公用車事故の発生について</p> <p>(注意事項)</p> <p>公用車使用中における事故の発生が3件認められた。</p> <p>公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>措置の内容</p>
---	--	--

<p>(1) 道路占用料の測定について          今後 条例に基づき、道路占用料の測定事務を適正に執行する。          (2) 公用車事故の発生について          事故発生後に事故当事者に対し、所長から口頭及び文書にて注意を行うとともに、全職員に対し文書による注意喚起を行った。          また、平成18年4月からは、交通事故の抑止を目的とする「夕暮れ時の前照灯早め点灯運動」の実践モデル事業所として取り組むなど、全職員が公私とも安全運転の徹底を図っている。          今後とも引き続き、様々な機会を通じて職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の絶無に努める。          措置結果通知日 平成19年3月12日          郡山土木事務所          監査の結果          使用料の測定について          (注意事項)          行政財産の継続使用及び都市公園の継続占用に係る使用料について、測定時期の遅延及び測定日の適及が認められた。          今後は、奈良県行政財産使用料条例施行規則及び奈良県立都市公園条例施行規則に基づき年度当初に測定を行うべきである。          措置の内容          今後は、規則に基づき測定事務を適正に行う。          措置結果通知日 平成19年3月14日          高田土木事務所          監査の結果          (1) 河川占用料の測定及び未収金について          (事実認定)          河川の継続占用に係る占用料の一部について、前年度に引き続き測定時期の遅延が認められた。なお、平成18年度分の継続占用に係る占用料についても、また測定が行われていないものも認められた。          また、河川占用料において未収金の増加が認められた。</p>	<p>(指摘事項)          平成18年度分の測定を早急に行うとともに、今後は奈良県河川管理規則に基づき年度当初に測定を行うべきである。          また、未収金については、電話及び個別訪問等により納付指導を行い、納付誓約書を提出させるなど時効を中断する手だてを講じ未収金の解消に努めるべきである。          (2) 公用車事故の発生について          (注意事項)          公用車使用中における事故の発生が2件認められた。          公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。          措置の内容          (1) 河川占用料の測定及び未収金について          平成18年度分については測定を行った。今後、奈良県河川管理規則に基づき年度当初に測定を行う。          また、未収金については電話及び個別訪問等を行うとともに、分納を促す等時効を中断する手だてを講じ、未収金の解消に努める。          (2) 公用車事故の発生について          事故発生後、ただちに当事者に対し注意を行うとともに、全職員を招集し所長より訓示を行った。          なお、職員の常日頃からの注意を促すため、全公用車のダッシュボードに注意文を貼付するとともに、玄関ホール内に「めさせ”事故ゼロ”何日」の掲示板を設置した。          今後も安全運転の徹底を図り、交通事故の防止に努める。          措置結果通知日 平成19年3月14日          奈良警察署          監査の結果          公用車事故の発生について          (事実認定)          前年度に引き続き、公用車使用中における事故の発生が5件認められた。</p>	<p>(指摘事項)          公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。          措置の内容          何れの事故においても、事故発生直後に関係者から事故原因等について詳細に事情聴取するとともに、安全運転の徹底を図るよう指導した。          また、幹部会議及び署員研修において、署員に対して安全確認及び安全運転の徹底を指示し、交通事故防止に努めるよう周知徹底を図った。          今後とも、奈良県警察職員交通事故防止規程に基づき、警察車両運転技能審査の受審及び安全運転講習の受講並びに毎月の研修及び集団討議等あらゆる機会を通じて交通事故防止対策の指導教養を続けて実施し、公用車事故の絶無に努めていく。          措置結果通知日 平成19年3月15日          郡山警察署          監査の結果          公用車事故の発生について          (注意事項)          前年度に引き続き、公用車使用中における事故の発生が2件認められた。          公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。          措置の内容          当該交通事故発生の際に各課長を通じて全署員に事故発生を伝達するとともに安全確認及び安全運転の徹底を指示し、交通事故防止に努めるよう周知徹底を図った。          また、交通事故が発生した直近の署員研修において、交通事故が発生した原因等の究明などを行い、安全運転教育等の指導を行った。          今後とも、車両を運転する際の安全運転の徹底を指導するなど、交通事故発生時の絶無に努める。          措置結果通知日 平成19年3月16日          生駒警察署          監査の結果</p>
---	--	--



<p>公用車使用中における毀損について</p> <p>(注意事項)</p> <p>公用車使用中における毀損が認められた。</p> <p>公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められた。</p> <p>措置の内容</p> <p>当該交通事故の翌日、全署員に事故発生を伝達するとともに安全確認及び安全運転の徹底を指示し、交通事故防止に努めるよう周知徹底を図った。</p> <p>また、交通事故が発生した直近の署員研修において、安全運転教育等の指導を行った。</p> <p>今後とも、車両を運転する際の安全運転の徹底を指導するなど、交通事故発生に絶無に努める。</p> <p>措置結果通知日 平成19年3月16日</p> <p>桜井土木事務所</p> <p>監査の結果</p> <p>公用車使用中における毀損について</p> <p>(注意事項)</p> <p>公用車使用中における毀損が認められた。</p> <p>公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められた。</p> <p>措置の内容</p> <p>公用車の毀損を起した職員に対して所長から一層の安全運転を行うよう注意を促した。</p> <p>また、事故防止のため係長会議等で全職員に対し、交通法規の遵守や安全運転について周知徹底を図った。</p> <p>今後も、安全運転に対する意識の高揚を図り事故防止に努める。</p> <p>措置結果通知日 平成19年3月19日</p> <p>郡山保健所</p> <p>監査の結果</p> <p>通勤手当の認定及び通勤報償費の支給について</p>	<p>(事実認定)</p> <p>前年度に引き続き、通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件、50,000円の過払いが認められた。</p> <p>また、通勤報償費の支給において認定を誤ったため、1件、4,800円の過払いが認められた。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定及び支給事務に留意すべきである。</p> <p>措置の内容</p> <p>通勤手当及び通勤報償費の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払いについては、それぞれ平成19年1月及び平成18年12月が給与で調整した。今後はなお一層注意を払い適正な認定及び支給事務を行う。</p> <p>措置結果通知日 平成19年3月20日</p> <p>奈良工業高等学校</p> <p>監査の結果</p> <p>通勤手当の認定について</p> <p>(注意事項)</p> <p>通勤手当の支給において認定を誤ったため、2件、150,814円の過払い及び1件、28,000円の支給不足が認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>措置の内容</p> <p>通勤手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払いについては、現年度分は18年10月の給与で調整し、過年度分は19年3月に本人より戻させた。また、支給不足については、18年11月の給与で追給した。</p> <p>今後は、より一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。</p> <p>措置結果通知日 平成19年3月20日</p> <p>人権施策課</p> <p>監査の結果</p> <p>専修学校等修学資金貸付金の償還未済金について</p> <p>(事実認定)</p> <p>専修学校等修学資金貸付金の償還金において、償還未済額の増加が認められた。</p>	<p>(指摘事項)</p> <p>より有効な回収方法の検討を行うとともに、今後一層収納の促進に努めるべきである。</p> <p>措置の内容</p> <p>未収金の回収を図るため、滞納者に対して、県内各地において個別相談を実施するとともに、文書や電話による督促にばりない者に対しては、訪問等により納付指導を行った。</p> <p>今後も引き続き、専修学校等修学資金貸付金制度の趣旨徹底と返還指導を強化し、滞納金の発生防止と返還義務の意識高揚を図るとともに、一層の未収金の回収に努める。</p> <p>措置結果通知日 平成19年3月22日</p> <p>財団法人 奈良県中小企業支援センター</p> <p>監査の結果</p> <p>受取利息収納事務について</p> <p>(注意事項)</p> <p>受取利息収納事務において、受取利息の計上誤りが認められた。</p> <p>今後は、設備貸与機関標準会社基準に基づき、適正に会計事務処理及び決算事務処理を行うべきである。</p> <p>措置の内容</p> <p>今後は、会計事務処理及び決算事務処理において、複数の職員による確認作業を徹底する等、より一層慎重に処理するよう指導した。</p> <p>措置結果通知日 平成19年3月22日</p> <p>奈良県統務事務所</p> <p>監査の結果</p> <p>(1) 通勤手当の認定について</p> <p>(注意事項)</p> <p>通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件、58,367円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>(2) 公用車使用中における毀損について</p>
--	---	---

<p>(注意事項) 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>措置の内容</p> <p>(1) 通勤手当の認定について 通勤手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払いについては、平成18年10月分給与で減額処理を行い、過年度分については平成18年12月12日に本人から返納された。 今後は、より一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。</p> <p>(2) 公用車使用中における毀損について 関係者から事故発生状況の詳細に聴取し、事故原因についての検討を加え、運転者及び同乗者に対し、交通事故、運転状況等に念頭に置き、安全運転に徹し交通法規を遵守の上交通事故防止に努めるよう指導した。 また所内会議、研修会等を利用して、全職員に安全運転の励行、交通法規の遵守等交通事故防止の啓発を行った。 今後あらゆる機会において、安全運転に対する意識向上の徹底を図り交通事故防止に努める。</p> <p>措置結果通知日 平成19年3月22日</p> <p>広陵高等学校 監査の結果 住居手当の認定について (注意事項) 住居手当の支給において認定を誤ったため、1件、8,600円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>措置の内容 住居手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過年度の過払い分については、平成19年3月16日に本人から返納された。 今後は、より一層慎重な審査に努め認定事務を適正に行う。</p>	<p>措置結果通知日 平成19年3月22日</p> <p>高等技術専門学校 監査の結果 (1) 契約事務について (注意事項) 中高年再就職支援事業としての専修学校等訓練委託において、2ヶ年度にわたる契約を締結しているものが認められた。 契約締結にあたっては、会計年度独立の原則に基づき、適正に処理すべきである。</p> <p>(2) 公用車使用中における毀損について (注意事項) 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>措置の内容 (1) 契約事務について 今後は、契約が2ヶ年度にわたらないよう半年度の契約とし、適正な契約事務の執行に努める。 (2) 公用車使用中における毀損について 毀損発生直後に当該職員に対し、自らの職責を十分認識し、自動車の使用にあたっては、交通法規を遵守するとともに、細心の注意を払い、安全運転を徹底するよう指示した。 また、翌日全職員に対し、当該事故の詳細を知らせ、安全運転の徹底と車両の適切な管理に努めるよう注意を喚起した。 さらに監査結果の報告のあった直後にも全職員に対し、一層の安全運転に努めるよう指示した。 今後とも、あらゆる機会を通じ、安全運転に対する意識の高揚を図り、事故防止について一層努める。</p> <p>措置結果通知日 平成19年3月22日</p> <p>中部農林振興事務所</p>	<p>監査の結果 (1) 農林漁業用揮発油燃料源身替農道整備事業における工事内容の変更に係る事務処理について (事実認定) 農道整備事業において、当該工事により生じた残土の一部を、具分別塗施行した県営ほ場整備事業の表土として利用するための搬入及び警備作業が契約内容に含まれていたが、当該残土の一部が混入物が多いことが判明し表土として適さないためその部が表土として利用せずに処分し、不足する表土については別途地の堆積土を搬入することに工事内容を変更したことについて、設計及び契約の変更等をせずに処理されていた。 工事内容を変更するにあたっては、設計及び契約を変更する等適正な方法で処理すべきであった。</p> <p>(指摘事項) 今後は、工事の執行にあたっては適正な契約事務を行うべきである。</p> <p>(2) 公用車使用中における毀損について (注意事項) 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>措置の内容 (1) 農林漁業用揮発油燃料源身替農道整備事業における工事内容の変更に係る事務処理について 工事内容の変更にあたっては、適正に説明変更手続き等の処理をするよう職員に周知徹底を行った。 今後は、工事の執行にあたり適正な契約事務に努める。 (2) 公用車使用中における毀損について 当該運転職員に対し、自動車の運行にあたっては、公私を問わず交通法規を遵守するとともに、細心の注意を払い安全運転に努め、交通事故の絶無を期すよう注意を行った。また、所内の職員にも課長・主任会議等を通じて、安全運転と交通事故防止の徹底を図った。</p>
---	--	--

<p>今後も、あらゆる機会を通じ、安全運転研修の徹底を図り、交通事故の防止と車両の適切な管理に努める。</p> <p>措置結果通知日 平成19年3月22日</p> <p>南都農林振興事務所 監査の結果</p> <p>公用車使用中における毀損について (事実認定) 前年度に引き続き公用車使用中における毀損が認められた。 (指摘事項) 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>措置の内容</p> <p>当事務所では従前より定期的な安全運転講習会、交通安全標語と無事故日数のカウント数を掲示して意識の向上に努めている。</p> <p>さらに、安全運転推進のための情報を職員全員にメール配信するなど「交通安全ゼロ運動」に全員体制で取り組んでいる。</p> <p>措置結果通知日 平成19年3月27日</p> <p>宇陀土木事務所 監査の結果</p> <p>(1) 道路占用料の測定について (注意事項) 道路の継続占用に係る占用料の一部について、測定時期の遅延及び測定日の遅れが認められた。なお、平成18年度分の継続占用に係る占用料についても、測定時期の遅延しているものが認められた。</p> <p>今後は、奈良県道路占用料に関する条例に基づき年度当初に測定を行うべきである。</p> <p>また、1件、1,180円の測定誤りが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。</p> <p>(2) 委託料の支払いについて (注意事項)</p>	<p>委託料の支払いにおいて、1件、1,485円の遅れが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。</p> <p>(3) 公用車使用中における毀損について (注意事項) 公用車使用中における毀損が認められた。</p> <p>公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>措置の内容</p> <p>(1) 道路占用料の測定について 今後は、継続分の測定について奈良県道路占用料に関する条例に基づき、適正に行う。</p> <p>測定誤りについては差額の測定を行い、平成19年3月12日までに収納した。</p> <p>(2) 委託料の支払いについて 遅れについて、平成18年11月2日までに返納を受けた。</p> <p>今後は、支払い事務を慎重に行い、適正に処理する。</p> <p>(3) 公用車使用中における毀損について 事故直後に事故関係職員から原因等について詳細に事情聴取をし、注意を行うとともに、係長会議を通じて、全職員に対し安全運転の徹底を指示した。</p> <p>今後も、あらゆる機会を通じて安全運転に対する意識の高揚を図り、事故防止に努める。</p> <p>措置結果通知日 平成19年3月28日</p> <p>片桐高等学校 監査の結果</p> <p>通勤手当の認定について (注意事項) 通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件、110,000円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>措置の状況</p>	<p>通勤手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払いの過年度分については平成19年3月16日に全額返納させ、当該年度分については平成19年3月介給手で調整した。</p> <p>今後より一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。</p> <p>措置結果通知日 平成19年3月28日</p> <p>林政課 監査の結果</p> <p>林業改善資金貸付金の償還未済金について (注意事項) 林業改善資金貸付金の償還金において、償還未済額の増加が認められた。</p> <p>今後一層収納の促進に努めるべきである。</p> <p>措置の内容</p> <p>貸付金を延滞している債務者に対し、文書により督促を行うだけでなく、個々の債務者との交渉等から、一括返済が可能な者に対しては、分割返済を認めるなど債権の回収に努めている。</p> <p>また、平成18年10月に債権管理に関する具体的な事務処理を定めた「奈良県林業・木材産業改善資金貸付金の債権管理・回収処理手順」を作成した。</p> <p>今後とも、引き続き償還金の回収に努める。</p> <p>措置結果通知日 平成19年3月30日</p> <p>奈良県住宅供給公社 監査の結果</p> <p>通勤手当の認定について (注意事項) 通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件、14,112円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>措置の内容</p> <p>通勤手当の認定誤りについて認定が変更されるとともに、過払いについては平成18年12月給手で調整されたことを確認した。</p> <p>今後は、一層慎重な審査に努め、認定を適正に行うよう指導した。</p>
--	--	---

<p>措置結果通知日 平成19年4月2日</p> <p>奈良県土地開発公社</p> <p>監査の結果</p> <p>支出科目について</p> <p>(注意事項)</p> <p>予算執行において不適正な支出科目による支出が認められた。今後は適正な支出科目で支出すべきである。</p> <p>措置の内容</p> <p>不適正な支出科目による支出については、平成18年度より適正な処理をさせた。今後も、奈良県土地開発公社に対し、引き続き指導していく。</p> <p>措置結果通知日 平成19年4月3日</p> <p>道路建設課</p> <p>監査の結果</p> <p>(1) 通勤手当の認定について</p> <p>(注意事項)</p> <p>通勤手当の支給において、認定を誤ったため、1件、4,416円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>(2) 支出負担行為の時期について</p> <p>(注意事項)</p> <p>補助事業において、補助指令の後に支出負担行為が行われていたものが認められた。</p> <p>今後は、適正な時期に支出負担行為を行うべきである。</p> <p>措置の内容</p> <p>(1) 通勤手当の認定について</p> <p>通勤手当の認定誤りについて認定を変更するとともに、過払いについては平成18年5月給与で調整した。</p> <p>今後は、より一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。</p> <p>(2) 支出負担行為の時期について</p> <p>今後は、適正な時期に支出負担行為を行う。</p>	<p>措置結果通知日 平成19年4月10日</p> <p>監査結果公告</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく監査請求について、同条第4項の規定により、監査を行い、その結果を平成19年4月24日に請求人に対し通知したので、これを公表します。</p> <p>平成19年5月11日</p> <p>第1 監査の請求</p> <p>1 請求人 住所 奈良市六条西五丁目15番9号 氏名 浅野 詠子</p> <p>2 請求書の提出 平成19年2月23日</p> <p>3 請求の要旨</p> <p>本件請求の要旨は次のとおりであった。</p> <p>別紙平成18年12月27日付・同月28日付・同30日付の奈良新聞記事は、監査請求人の調査報道による。県の関係部局は、一連の設計変更は「適正である」との見解を変えていないが、県立医大の弓道場新築費用を同医大精神医療総合センターの新築費用の一部から充当したのは、違法な支出であり、返還を請求する。設計変更を濫用した点に当たり、厳正な監査を請求する。</p> <p>尚、弓道場の新築は、同医大同窓会等の寄付金などを原資に計画され、計画は同医大精神医療センター着工前後に浮上したものであるが、同寄付金だけでは資金が足りず、県または医大特別会計等の予算を増額する方法を回避するため、同センター新築を設計変更する手法をもって、同センターの新築予算から約1000万円を流用し、的場等建築部分に充てた恐れがあることを付記する。</p> <p>(請求書記載)「別紙平成18年12月27日付・同月28日付・同30日付の</p>	<p>奈良新聞記事、の内容については省略した。) 第2 請求の受理 この請求書は、地方自治法(昭和22年法律第67号、以下「法」という。)第242条に規定する要件を備えていたので、これを受理した。</p> <p>第3 監査の実施</p> <p>1 請求人の証拠の提出及び陳述</p> <p>請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対して、請求人からは意見陳述は行わない旨の申し出があったものの、平成19年4月5日に新たな証拠の提出があった。</p> <p>2 監査対象事項</p> <p>奈良県立医科大学(以下「医科大学」という。)の弓道場新築工事を含む(仮称)精神医療総合センター(以下「センター」という。)整備事業の設計変更として行われた工事について、競争入札の方法によって別途契約を締結せず、設計変更により当該工事を行ったことが違法であるかどうかについて監査を実施した。</p> <p>3 監査対象部局</p> <p>奈良県土木部及び福祉部健康安全局</p> <p>4 監査対象部局の陳述の聴取等</p> <p>土木部及び健康安全局に対して、平成19年3月2日に監査の執行について通知し、同月12日に監査資料の提出を求めた。</p> <p>同月16日に医科大学において現地確認を実施した。</p> <p>同月19日に土木部及び健康安全局から監査資料の提出を受け、同月23日に土木部営繕課、健康安全局医大・病院課及び医科大学事務局から陳述を聴取した。</p> <p>同月29日に土木部及び健康安全局に対して追加資料の提出を求め、平成19年4月5日に提出があった。</p> <p>平成19年4月9日に、奈良県立医科大学術研究奨励会(以下「奨励会」という。)に対して、法第199条第8項の規定に基づく(関係人の調査を実施した。)</p> <p>5 監査資料及び監査対象部局の陳述等から確認した事実</p> <p>(1) センター整備事業に関する工事請負契約</p> <p>センター整備事業に関して、県は次の4件の工事請負契約(以下「本件契約」という。)を締結した。</p>
---	--	--

<p>a 建築工事                  契約締結年月日：平成17年3月25日                  請負代金額：1,328,250,000円                  契約の相手方：淺沼・藤井・平成 特定建設工事共同企業体</p> <p>b 電気設備工事                  契約締結年月日：平成17年2月18日                  請負代金額：351,750,000円                  契約の相手方：きんぽん・松田電気工業・多根井電気 特定建設工事共同企業体</p> <p>c 機械設備工事                  契約締結年月日：平成17年2月18日                  請負代金額：468,300,000円                  契約の相手方：大氣社・石橋・共栄 特定建設工事共同企業体</p> <p>d 昇降機設備工事                  契約締結年月日：平成17年2月18日                  請負代金額：44,100,000円                  契約の相手方：フジテック株式会社                  (以下 上記の契約の相手方4者を「工事請負業者」という。)                  これら4件の工事請負契約に関する工事は、すべて平成17年3月25日に着工され、このうちa、b及びcの工事については平成18年7月31日に、dの工事については同月20日に完成引渡を受けていた。</p> <p>なお、4件の工事請負契約のいずれについても契約締結から完成引渡までに契約書は変更されていなかった。</p> <p>(2) 本件契約に係る契約書の契約条件                  本件契約に係る契約書(以下「本件契約書」という。)は、すべて奈良県契約規則第17条関係第3号様式として規定されている「建設工事請負契約書」が使用されており、契約条項は建設業法(昭和24年法律第100号)第34条第2項に基づき中央建設審議会が作成した「公共工事標準請負契約約款」に定めるところによっていた。</p> <p>そのため、本件契約書には次のような契約条項が記載されていた。</p>	<p>第1条第1項 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)                  )は、この契約書に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。以下同じ。)に従い、日本の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。</p> <p>第9条第1項 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。</p> <p>第9条第2項 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づき甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認め、監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。</p> <p>(1) 契約の履行についての乙又は乙の現場(代理人)に対する指示、承諾又は協議                  (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾                  (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の進捗状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)</p> <p>第19条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第30条第1項 甲は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第25条から第27条まで、第29条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部を代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。</p> <p>(3) 土木部工事監督要領                  土木部においては、同部が所掌する建築工事(設備工事を含む)の監督に關して、契約の適正な履行を確保するために「土木部建築工事監督要領(平成16年4月30日技第33号、以下「工事監督要領」という。))を定めている。</p>	<p>工事監督要領には次のような事項が記載されている。</p> <p>第2条 監督は、地方自治法、同法施行令及び建設工事請負契約書(奈良県契約規則第17条関係第3号様式、以下「請負契約書」という。))に定めるところによる。</p> <p>第3条 この要領において次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 監督 建築工事が請負契約書による設計図書に定められたとおり適正に施工されるように、承諾、指示、協議、検査、立会い、審査、確認、調整、記録等の業務を行うことをいう。</p> <p>(2) 監督員 地方自治法第234条の2第1項、同法施行令第167条の15第1項及び請負契約書第9条に規定する監督員の業務(以下「監督業務」という。))を行う職員をいう。</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>第4条 監督員として、総括監督員、主任監督員及び一般監督員をおくものとする。</p> <p>第5条第1項 監督業務は、工事請負契約ごとに当該建築工事を所掌する本市の課長又は出先機関の長(以下「所属長等」という。))から任命された職員(以下「監督員」という。))が行うものとする。</p> <p>第5条第2項 監督員の任命は、監督員任命令(第1号様式)によるものとし、原則として次の各号に掲げる区分に応じた職(技術吏員に限る。)にある者とする。</p> <p>ただし、工事的目的物の全部引渡が完了した場合には、特別の手続を要することなく、その日をもって充てることとする。</p> <p>(1) 総括監督員 当該建築工事を所掌する本市の主任、課長補佐相当職にある者又は出先機関の主任、課長、課長補佐相当職にある者                  (2)、(3) (略)</p> <p>第8条第1項 監督員は設計図書に定める事項の範囲内において監督業務を行うものとする。</p> <p>第8条第3項 監督業務は、総括監督業務、主任監督業務、一般監督業務に分類するものとし、概ね次の各号に掲げるとおりとする。</p>
--	---	---

<p>ただし、総括監督員を置かないときは、主任監督員がその業務を代行するものとする。</p> <p>(1) 総括監督業務</p> <p>イ 契約の履行についての請負者に対する必要な監督業務で重要なもの地理。</p> <p>ロ 関連する2以上の建築工事における工程等の調整で重要なもの地理。</p> <p>ハ 建築工事内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認められた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の処理及び報告。</p> <p>ニ 請負者の工事関係者について、建築工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる者、又は監督業務の執行を妨げる者があるときの排除等の措置。</p> <p>ホ 主任監督業務及び一般監督業務を担当する監督員の指揮監督並びに監督業務の掌握。</p> <p>(2) (3) (略)</p> <p>(4) 本件契約における設計変更</p> <p>本件契約のうち昇降機設備工事を除く3作の工事請負契約について、次のとおり平成17年度及び平成18年度に合計90項目の設計変更（以下「本件設計変更」という。）が行われていた。</p> <p>a 建築工事 平成17年度に18項目、平成18年度に15項目の合計33項目</p> <p>b 電気設備工事 平成17年度に13項目、平成18年度に17項目の合計30項目</p> <p>c 機械設備工事 平成17年度に16項目、平成18年度に11項目の合計27項目</p> <p>(5) 本件設計変更に係る事務処理</p> <p>本件設計変更については、次の事務処理により行われていた。</p> <p>① 平成17年3月25日に、土木部営繕課長が工事監督要領第5条第1項に基づきセンター整備事業に係る工事請負契約の総括監督員として同課長補佐を任命し、本件契約書第9条第1項に基づき各工事請負業者に通知した。</p>	<p>なお、人事異動に伴い、総括監督員は平成18年4月3日に後任の同課長補佐に変更された。</p> <p>② センター整備事業に係る工事着工後、設計図書を変更する必要が生じたとき、本件契約書第19条等を適用して、総括監督員から工事請負業者の現場代理人あてに指示書による指示を行うことにより、平成17年4月6日から平成18年4月11日まで合計90項目の変更が行われた。</p> <p>③ 平成18年3月17日（a、b及びcの設計変更のうち平成17年度に行われた47項目）、平成18年5月8日（cの設計変更のうち平成18年度に行われた11項目）及び平成18年6月12日（a及びbの設計変更のうち平成18年度に行われた32項目）、これらの指示書による指示をとりまとめ、本件契約書第30条第1項に基づき、請負代金額の変更に代えて設計図書を変更することについて県は工事請負業者と協議を行い、工事請負業者から当該協議を了承する旨の回答があった。</p> <p>(6) 本件設計変更に係る設計金額の増減の積算</p> <p>本件設計変更に係る設計金額の増減の積算に当たっては、土木部において建築工事の設計積算に通常使用している「公共建築工事積算基準」（財団法人 建築コスト管理システム研究所）、「建築工事共通費積算基準」（奈良県土木部）及び参考見積等が使用された。</p> <p>具体的には上記の積算基準等に基づき変更前及び変更後の直設工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費を積算し、これらを合計して一定の端数処理を行ったうえで、さらに消費税税額を加算した結果、設計金額は増減は生じなかったことから、請負代金額の変更を要しないことの確認が行われていた。</p> <p>(7) 本件設計変更に係る会計処理</p> <p>本件契約については、平成16年7月15日に一般競争入札（a）又は指名競争入札（b、c及びd）の方法により契約を締結することについて土木部営繕課で「事業執行向」を作成し、所定の決裁を受けて、いずれも平成17年2月17日に入札が執行されていた。</p> <p>そしてb、c及びdについては平成17年2月18日に契約が締結され、aについては平成17年3月25日に議会の議決を経たうえで、同日に契約が締結されていた。</p>	<p>他方、契約の締結に当たり行うこととされている支出負担行為については、奈良県会計規則（平成17年3月奈良県規則第67号）の規定を受け定められた「奈良県会計規則の施行について（平成17年4月3日第3号総務部長通知）」の別表1「支出負担行為整理区分表」において、本庁における100万円以上の工事請負費については、契約を締結するときに本庁の部長が決裁を行うこと並びに総務部長及び出納長へ合議を行うことが定められており、本件契約を締結するに当たっては、これに従い支出負担行為決裁書の決裁がなされていた。</p> <p>ところが、協議（本件契約書第30条第1項）を行うに当たっては、土木部営繕課で起案し、土木部長が決裁を行い、その一部については健康安全局長へ合議していたが、請負代金額を変更する必要がなかったことから、上記支出負担行為に係る手続は特にとられていなかった。</p> <p>(8) 弓道場に係る設計変更の経緯</p> <p>請求書に記載された「弓道場」について、その構築された経緯を調査したところ、当初設計においては旧弓道場をセンター整備事業の発注現場として利用するため、工事期間中に限って一時的に別の仮設の弓道場を設けるという計画であったが、設計変更により仮設弓道場の設置を取りやめ、仮設予定地に本設弓道場を移転構築するとともに、旧弓道場については解体撤去するという計画に変更された。</p> <p>弓道場に係る計画の変更に伴い、本件契約書第19条等の指示に基づき、平成17年度において次のとおり建築工事等3項目、電気設備工事等2項目、合計5項目の設計変更が行われた。</p> <p>① 建築工事に係る平成17年9月2日の指示</p> <p>仮設弓道場の設置を取りやめ、本設弓道場を設置すること</p> <p>② 建築工事に係る平成17年10月11日の指示</p> <p>旧弓道場の植栽を撤去処分すること</p> <p>③ 建築工事に係る平成18年1月5日の指示</p> <p>旧弓道場を解体撤去すること</p> <p>④ 電気設備工事に係る平成17年9月2日の指示</p> <p>仮設電気設備を本設に変更すること</p> <p>⑤ 電気設備工事に係る平成18年1月5日の指示</p>
---	---	--

旧弓道場の電気設備を撤去すること

上記の設計変更に係る検討の経緯については、健康安全局からの説明によると、旧弓道場敷地については今後医科大学が行う施設整備のために利用するという目的が注じたため、仮設弓道場計画を取りやめ旧弓道場を仮設予定地に本設後撤するほうが合理的であるとの判断がなされ、他方本設弓道場のうち射場の部分については、医科大学の60周年記念事業の一環として奨励会が費用を負担して新築したいという提案があったことから、仮設弓道場の設置を取りやめ、本設弓道場のうち射場の部分を県の工事で新築するよう、土木部に対して変更を要望したとのことであった。

上記の検討が行われた時期及び検討の詳細は監査対象部局の説明からは明らかでなかったものの、調査した資料から、平成17年4月13日に医科大学事務局管財課長から土木部営繕課長あてに弓道場の仮設計画を本設計画に変更するよう要望書が提出されており、当該要望書の添付書類に「開学60周年記念事業（体育施設の環境整備）の一環として弓道場を整備（本設）できるように学内関係者と調整を進めているが、概ね合意形成ができる状況にある。」という記述があることが確認できた。

(9) 弓道場新築に係る医科大学関係者からの寄附金

奨励会は医科大学における教育及び学術研究の向上を図るため昭和45年に設置された任意団体である。

医科大学に対する寄附金の取扱いについて、県は「奈良県立医科大学研究費寄附金等取扱要項」（昭和45年10月19日医第363号厚生部長依命通知）を定めており、その中で、次のように規定されている。

- 1 奈良県立医科大学研究費等の寄附金は奈良県立医科大学費特別会計の歳入予算に計上し、収納する。
- 2 奈良県知事は同上寄附金相当額を同特別会計歳出予算を通じ奈良県立医科大学学術研究奨励会に交付する。

平成17年度及び18年度において、医科大学に対して開学60周年記念事業のために合計146件35,343,758円の寄付があり、上記取扱要項の2に基づき当該寄附金相当額の奨励会に交付された。

奨励会は上記交付金（開学60周年記念事業に係る寄附金相当額）を財源とし

て、平成17年9月頃から平成18年10月頃にかけて、弓道場（射場）の新築のほか、筋力トレーニング室の改修、体育館の改修、新クラubsの改修、テニスコートの改修、運動場の改修等の体育施設等の整備を行った。

(10) 弓道場新築に関して奨励会が発注した工事

弓道場のうち射場の新築に関して、奨励会は次の工事請負契約を締結した。

県立医科大学弓道場（射場）移設工事  
 契約締結年月日：平成17年9月13日  
 請負代金額：9,870,000円  
 契約の相手方：株式会社成建設

当該工事請負契約に関する工事は、平成17年9月13日に着工され、平成17年11月4日に工事請負業者から完成引渡を受け、

また、弓道場新築に関して、県は前述の設計変更により、平成17年9月から平成17年12月にかけて、別の射場の新築工事、外構工事及び射場の内装工事等を行った。

なお、射場については、平成17年12月19日より県の行政財産として管理されている。

(11) 弓道場以外の設計変更の経緯

センター整備事業に係る工事後、センターを含む医科大学附属病院の運営計画の発給に伴い、工事内容を見直したことで、センターと既設の病院施設との連携に配慮しつつ病院利用者等の利便性の向上や安全の確保のため必要な環境整備を行い、病院の機能の向上を図ったこと、当初設計を精査した結果同等以上の機能又は品質を確保しつつコストの縮減を図ったこと、工事手順、平面プラン、仕様、工法、工事材料等を一部見直したことから上記の弓道場新築以外にも、85項目の設計変更が行われた。

このうち、請求書添付の平成18年12月27日付奈良新聞記事に記載された病院本館（A病棟）北玄関前の休憩所新築、救急車両道路の歩道新築（カーブスワフルト舗装）、本館トノリ改修工事について、設計変更の経緯は次のとおりである。

① 休憩所新築

休憩所については、上記新聞記事に記載された病院本館（A病棟）北玄関前

のほか、病院第二本館（C病棟）南玄関前、センター南側の外来駐車場の通路の合計3か所にはほぼ同規模、同内容の休憩所が設計変更により新築された。これらについては平成15年12月に医科大学附属病院の建物内を全面禁煙としたことに伴い、病院利用者が建物外で喫煙し煙い煙を投げ捨てるといった状態が続いており、医科大学附属病院は病院利用者への協力を仰ぐことにより改善を図ろうとしていたが、センター整備事業に係る工事が進められた後も思うように改善されなかったため、環境整備に合わせ病院利用者等の利便性の向上を図ることも考え、休憩所を3か所に設置したものである。

② 救急車両道路の歩道新設（カーブスワフルト舗装）

救急車両道路は、医科大学の構内を東西に走る既存道路を拡幅することにより、センターへの救急患者の搬送車両や火災等非難時緊急車両が通行できるよう、当初設計において整備が計画されていたものである。

救急車両道路は工事中は工事車両の通行道路として利用されていたが、病院利用者や大学関係者等の通行や横断が多く、工事完成後に救急車両道路として利用することも見通して通行者の安全対策を講じる必要が生じたため、歩道を設置したものである。

③ 本館トノリ改修

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成7年7月奈良県規則第12号）が改正され、平成17年4月1日から施行されたことから、同日以降に工事着手する病院の公衆便所については、乳幼児用いす、乳幼児ベッド、オストメイト（人工肛門又は人工膀胱使用者用設備）の設置が義務づけられた。

センターのトノリは当初設計から上記規則改正に対応して設計されていたが、病院利用者等の利便性の向上を図るためには、同一動線上にある既存の本館トノリについても同様の整備を行うことが必要と考え、設計変更を行ったものである。

第4 監査結果

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。

本件請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

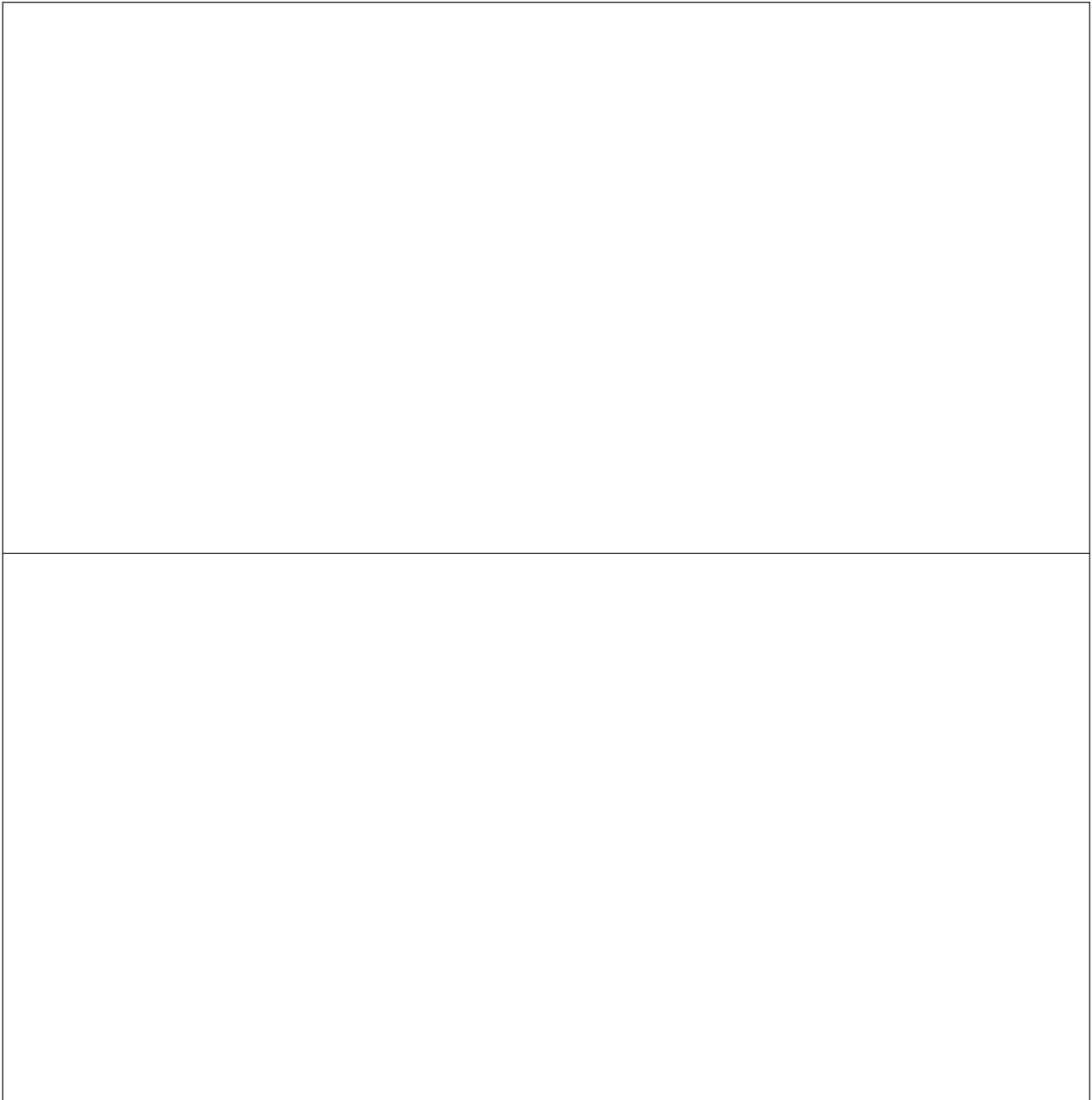
- 1 本件設計変更について

<p>本件契約書第1条第1項は「この契約」を「この契約書及び設計図書の内容とする工事の請負契約をいふ」と定義していることから、設計図書に記載された内容は契約の一部であり、今回、「設計変更」として行われた処理（本件契約書第30条第1項を適用した設計図書の変更）は、工事請負業者が契約により請け負う工事の内容に加えられたものであり、これは、契約の要素となる事項のうち「契約の目的（船付）つまり債務者の行為をいふ。」の変更と考えられることから、契約の変更に当たる。</p> <p>このような工事内容の変更を伴う設計変更を行う場合、地方公共団体の契約としては本来当該事項について変更契約書を作成し、契約当事者間においてこれに記名押印することが必要である（法第234条第5項）。</p> <p>しかし、工事規模の大小を問わず、すべての工事請負契約において、設計変更の都度、変更契約書を作成するとすると、工事の中断等により工事の進捗に影響がでるばかりでなく、工事請負業者にも負担をかけることとなり、そのため、本件契約書のように第19条、第30条等の条項を設け、一定の権限を与えられた者の指示等により工事内容を変更できるとし、変更契約を締結するまでの中間的な措置として、変更契約の締結的手段とすることとしている。</p> <p>そうすると、本件契約に係る90項目の設計変更について行われた、平成18年3月17日、平成18年5月8日及び平成18年6月12日の各協議は、これらの設計変更を6件にとりまとめて行った契約当事者間の変更契約と見ることができ、法第234条第1項にいう契約に該当すると解される（宇都宮地方裁判所平成18年11月30日判決参照）。</p> <p>2 設計変更と法第234条第2項の適用</p> <p>以上のことから、設計変更として行われた処理は、当初契約を締結した工事請負業者に対して随意契約の方法により設計変更後の工事内容をとする契約を締結したことに該当する。</p> <p>そこで、上記6件の協議の内容である各設計変更項目（90項目）について各々地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「令」といふ。）第167条の2第1項各号に規定されている随意契約の理由（以下「随理理由」といふ。）があるかどうか（本来であれば一般競争入札又は指名競争入札の方法で発注すべきであったにもかかわらず、設計変更という手段により随意契約の方法で発注されたこと</p>	<p>が法第234条第2項に違反しないかどうか）について監査を行った（請求書の「設計変更を適用した入札逃れに当り、厳正な監査を請求する。」という記述はこの点を主張している）と解することができる。</p> <p>ついで、「設計変更」に当たって監査対象部局が作成した書類には随理理由の記載がなかったため、監査に当たって同部局から改めてこの点について説明を求めたうえで、検討及び判断を行った結果は次のとおりである（なお、各設計変更項目のうち、7項目については当初設計に含まれていた工事の全部又は一部を単に取りやめたものであり、追加工事を含まないことからこれら7項目を総称した83項目について検討した。）。</p> <p>3 本件設計変更に係る随理理由</p> <p>(1) 弓道場新築について</p> <p>弓道場新築に係る建築工事の変更については、センター整備事業に係る建築工事請負業者は、仮設とはいふものの既に弓道場に関する工事を請け負っており、また工事エリアを異にするが現にセンターの工事を施工していたという事情にあった。このため、弓道場の設計変更に伴う建築工事については、新たに工事を発注するよりも当該業者が請け負う方が、経費の面でより有利となると判断したものと認められる。なお、設計については土木部が通常使用している積算方法により行われており、また、仮に設計変更による別途契約により工事を発注したとすると、設計変更による場合に比べて諸経費が割高になることが試算により確認されることから、令第167条の2第1項第6号（競争入札に付すること不可利と認められるとき）に該当するものと認められる。</p> <p>また、弓道場新築に係る電気設備工事の変更については、当初設計で予定していた仮設弓道場に係る電気設備工事を一部変更するものであり、また建築工事の変更に伴う電気設備工事の変更であることから当初の電気設備工事請負業者以外の相手方と契約することに適しないものであって、同項第2号（契約の性質又は目的が入札に適しないものをするとき）に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 休憩所新築について</p> <p>休憩所新築に係る建築工事の変更については、センター整備事業に係る建築工事請負業者は、工事エリアを異にするが現にセンターの工事を施工していたという事情があったことから、新たに工事を発注するよりも当該業者が請け負う方</p>	<p>が、経費の面でより有利となると判断したものと認められる。なお、設計については土木部が通常使用している積算方法により行われており、また、仮に設計変更による別途契約により工事を発注したとすると、設計変更による場合に比べて諸経費が割高になることが試算により確認されることから、令第167条の2第1項第6号に該当するものと認められる。</p> <p>また、休憩所新築に係る電気設備工事の変更についても、センター整備事業に伴う当初設計から構内全体の電気設備工事を施工することが予定されていたことからこれらの工事と一体的に施工することか合理的であり、また建築工事の変更に伴う電気設備工事の変更であることから当初の電気設備工事請負業者以外の相手方と契約することに適しないものであって、同項第2号に該当するものと認められる。</p> <p>(3) 救急車両道路の歩道新設（カーブスワフト）について</p> <p>救急車両道路の歩道新設に係る建築工事の変更については、当初設計からセンター整備事業（建築工事）の外構工事として救急車両道路の車道整備が予定されており、救急車両道路の歩道新設についても車道新設と一体的に施工することか合理的であることから、当初の建築工事請負業者以外の相手方と契約することに適しないものであって、令第167条の2第1項第2号に該当するものと認められる。</p> <p>(4) 本館トイレ改修について</p> <p>本館トイレ改修に係る機械設備工事の変更については、センター整備事業に伴い当初設計から構内全体の機械設備工事を施工することが予定されていたことからこれらの工事と一体的に施工することか合理的であり、また電気設備工事と密接に関連した工事であり電気設備工事と一体的に施工することか合理的であることからも当初の機械設備工事請負業者以外の相手方と契約することに適しないものであって、令第167条の2第1項第2号に該当するものと認められる。</p> <p>(5) 上記以外の設計変更について</p> <p>その他の設計変更項目については、すべて次の①～④のいずれかに該当し、当初の工事請負業者以外の相手方と契約することに適しないことから、令第167条の2第1項第2号に該当すると認められる。</p> <p>① センター整備事業に係る工事を進める上での工事手順の一部について変更な</p>
---	--	--



<p>いし工事内容を追加したもので、工事を中間に進捗させるため、当初の工事請負業者以外の相手方と契約することに適しないもの</p> <p>② 当初設計で予定していた工事について平面プラン、仕様、工法、工事材料等の一部変更ないし同種、類似の工事を追加したもので、工事を中間に進捗させるため、当初の工事請負業者以外の相手方と契約することに適しないもの</p> <p>③ 新たな工事を追加するものではあるが、当初設計で予定していた工事と一体的に施工することが合理的であり、当初の工事請負業者以外の相手方と契約することに適しないもの</p> <p>なお、随契理由の検討を行った83項目のうち令第167条の2第1項第2号に該当するものが78項目、同項第6号に該当するものが4項目、双方に該当するものが1項目であり、すべての設計変更項目が令第167条の2第1項第2号ないし第6号に該当していた。</p> <p>4 弓道場新築工事に係る県と奨励会の関係</p> <p>医科大学の旧弓道場は昭和47年に従前の場所に設置され、同大学の学生教育のための体育施設として30年以上供用されてきたものであり、当該弓道場を新築移転するに当たっては、設置者として県が費用を負担して工事を発注すべきものである。したがって、60周年記念事業の一環として奨励会が移転新築費用の一部を負担して射場の新築工事を行ったからといって、県が残りの費用を負担してそれ以外の工事を行ったことは公金の使途として違法ではない。</p> <p>また弓道場新築工事に関して県及び奨励会が締結した工事請負契約の内容を監査したところ、両者が発注した工事の内容は適切に区分されており、また、60周年記念事業のための県への寄附金の受入、県から奨励会への交付金の交付、県及び奨励会の各々の工事請負代金の支出等について監査したところ、これらの会計処理は適正に行われていた。</p> <p>監査結果は以上のとおりであるが、以上のような手続により設計変更を行うことにより、変更契約や新たに追加工事のための契約を締結する場合であれば通常行われる支出負担行為に対する関係部局の審査の機会が失われることとなり、県内部において地方公共団体の契約手続を統制する財務会計法則に照らしての検討が十分になされないまま契約の変更が行われることとなります。</p> <p>そのため、例えば、設計変更の範囲について県として一定の内部基準を設け、当該範</p>	<p>囲を越える変更については上記の支出負担行為に対する関係部局の審査に係らしめる等契約事務のより適正な執行に向けた取り組みを行うべきである。</p> <p>また、前述のとおりセンター整備事業に係る各工事は平成17年3月25日に着工したが、翌月6日には最初の指示書による設計変更が行われ、その後合計90項目の設計変更が行われていた。工事着工後に生じた事情等により設計変更を行うことがやむを得ない場合もあると思われるが、今後工事の発注に当たっては設計時点においてより緻密な調査及び周到な検討を行い、概算設計変更を少なくするよう努めるべきである。</p> <p>(注1) 監査の対象とした工事は平成18年1月に開所した医科大学附属病院の「精神医療センター」を整備するための工事であるが、同センターの設計及び工事の施工に当たっては、「(仮称)精神医療総合センター」という名称が使用されていたため、この監査結果においても後者の名称で表記した。</p> <p>(注2) 医科大学の設置者は平成19年4月1日から公立大学法人奈良県立医科大学となり、関係規程、事務局の組織の名称等も改正されたが、この監査結果においては医科大学が県の組織であった平成19年3月31日以前の規程の内容、事務局の組織の名称等で表記した。</p>
---	--

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)



<p><b>発行</b></p> <p>奈良県</p> <p>奈良市登大路町三〇 電話 〇七四二―二三―二〇二代</p> <p><b>印刷</b></p> <p>株式会社春日</p> <p>奈良市三条栄町九一八 電話 〇七四二―三五―七三三代</p>	
---	--

本誌は再生紙を使用しています。